

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年大阪市マイナンバーカード出張申請受付にかかる企画・運營業務委託

## 2 契約の相手方

大日本印刷グループ共同事業体

## 3 随意契約理由

本事業は、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、国はほぼすべての国民に行き渡ることをめざしていくこととされている。本市においても「誰一人とりのこさなれない、人にやさしいデジタル社会」の実現に向けて、すべての市民がマイナンバーカードの申請しやすい環境づくりを実施するものである。

取得率の低い年齢層（主に若年者）の市民に対し、マイナンバーカードの申請書作成にかかる支援を行う窓口を行政施設や商業施設において開設することで申請しやすい環境を提供するとともに、福祉施設入所者や外出困難な者等、マイナンバーカードの申請書作成にかかる支援窓口の活用が困難な者に対しては区の特長やこれに伴う課題に則した手法により解決に向けて支援することを目的とするため、民間事業者の持つこれまでの経験やノウハウからの視点を重視し、事業者ごとに違った業種業態による強みを生かし多角的な実施手法の企画提案を求めるものである。

この提案された企画から、より事業の目的に則した現実的かつ優れたものを学識経験者等で構成する選定会議において選定し契約の相手方とする公募型プロポーザル方式が、競争入札によるよりも契約の目的を達するうえでより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上のことから、本件契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金対応のための税務事務システム改修業務委託

2 契約相手方

(株) 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本給付金は、令和5年3月22日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給するものである。

本業務は、税務事務システム（以下「システム」という）で管理している項目を基に抽出条件を検討の上、確認書送付対象者の抽出作業のためのシステム改修を実施し、当該支給作業に必要となるデータを本市に提供するものである。

システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社日立製作所に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部総務担当（企画グループ）（電話番号：06-6208-7323）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける確認書等データ作成業務委託

2 契約相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本給付金は、令和5年3月22日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり3万円を支給するものである。

本業務は住民基本台帳等事務システムおよび総合福祉システムで管理している項目を基に抽出条件を検討の上、確認書送付対象者の抽出作業を実施し、大阪市が別途契約する外部委託業者への確認書データを本市に提供を行うものである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部総務担当（企画グループ）（電話番号：06-6208-7323）